

議案第13号

目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例  
目黒区三田地区整備事業住宅条例（平成6年9月目黒区条例第27号）の一  
部を次のように改正する。

第3条中「12戸」を「11戸」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 三田地区整備事業住宅の一部を廃止するため、条例改正の必要を認  
め、この案を提出します。

資 料

目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(戸数) 第3条 三田整備事業住宅の戸数は、 <u>11</u> 戸とする。	(戸数) 第3条 三田整備事業住宅の戸数は、 <u>12</u> 戸とする。